

No.	質問	回答
栗東市小規模事業者事業継続応援給付金の制度について		
1	国の「持続化給付金」と重複して申請できますか。	国の「持続化給付金」と重複して申請することができます。
2	給付金の使途に制限はありますか。	特に使途に制限はありません。事業継続のために事業全般に使用いただけます。
3	滋賀県の「臨時支援金」で給付金を受けていますが申請できますか。	滋賀県の「臨時支援金」と重複して申請することができます。
4	給付金は複数回受け取ることはできますか。	1事業者につき、給付は1回限りです。
5	地代家賃上乗せ分は一律に給付されますか。	地代家賃を支払っている場合は一律5万円を上乗せします。
給付金の対象者について		
6	「小規模事業者」の定義を教えてください。	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法)」に定義された「小規模事業者」のことで、個人で事業を営む個人事業主も対象となります。条件として従業員数の上限があります。 製造業・その他:従業員20人以下 商業・サービス業:従業員5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業:従業員20人以下
7	業種の指定はありますか。	業種の指定はありませんが、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合、宗教上の組織もしくは団体、政治団体、性風俗関連特殊営業等を行う事業者は対象外です。
8	自身の業種は何で確認できますか。	どの業種に属するかは栗東市商工会の専用のホームページの中小企業基本法上の類型(第13回改訂)を参考にしてください。
9	複数の業種を営む場合はどの業種を自身の業種として従業員の人数確認をすれば良いですか。	業種の異なる複数の事業を持つ場合は、最も売り上げの多い業種を選択し、従業員の人数を確認してください。
10	本年、開業した企業も対象となりますか。	令和2年2月1日以前から市内で継続して事業を行っている方は対象となります。
11	本年、市外から移転してきた企業も対象となりますか。	令和2年2月1日以前に市内へ移転してきた方が対象となります。
12	NPOは対象となりますか。	NPOなどの非営利団体は対象外となります。詳細は申請の手引きを参考にしてください。
13	フリーランスは対象となりますか。	開業届を提出して個人で事業を営んでいる方が対象となります。
14	複数の事業所を市内外に持っているが、申請は可能ですか。	市内に事業所を有する個人事業主または、市内に本店を有する法人であれば申請は可能です。
15	確定申告の納税地が栗東市ではないが、申請は可能ですか。	原則として、確定申告の納税地で判断します。栗東市が納税地でない場合には、事業所又は本店が栗東市内であると判断できる書類を添付してください。(確定申告書、登記事項証明書等の写し)
16	事業所得が少額であっても対象となりますか。	確定申告書の収入金額等の「営業等」欄に収入がある方は対象となりますが、他「不動産」や「給与」欄等の合計収入金額が、その「営業等」欄の収入を上回る金額がある場合は対象外とします。
17	国の「持続化給付金」では事業として営んでいる個人農業者も対象となりますが市給付金の対象となりますか。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者に含まれないことから、個人農業者は対象外となります。農業法人においては、会社法の会社又は有限会社に限り対象となります。
18	不動産賃貸業・不動産業も対象となりますか。	個人の場合は、不動産収入のみの方は対象外となります。ただし、不動産業として開業届を提出している方や宅地建物取引業免許がある方は対象となります(開業届、宅地取引業免許等の写しを提出してください)。なお、個人事業主で確定申告書(第1表)の収入金額、事業等欄に記載がある方も対象となります。法人の場合は対象となります。
19	法人から代表者個人又は親族へ支払われる家賃でも地代家賃上乗せの対象となりますか。	次の要件に該当する場合は対象外となります。 【個人事業主】 ①代表者と店舗等所有者が生計を一としている者。 ②代表者と店舗等所有者が2親等以内の親族である者。 【法人】 ①法人の代表者と店舗等所有者が生計を一としている者。 ②法人の代表者と店舗等所有者が2親等以内の親族である者。
20	個人開業医は対象となりますか。	小規模事業者支援法の第2条より、個人開業医は対象外となります。
21	フランチャイズは対象となりますか。	個人事業主・法人ともフランチャイズとチェーン店は対象外となります。
22	不動産の事業収入は、市内物件が条件となりますか。	不動産の事業収入は、市外物件も対象となります。地代家賃の支払いも、市内市外物件いずれも対象となります。なお、地代家賃の支払い確認書類として、賃貸借契約書の写しと直近の支払いを証する書類(通帳の写しなど)を提出してもらいます。
23	地代家賃の契約書が妻の名義になっているが、上乗せの対象となりますか。	当該物件の地代家賃の支払いが申請者の決算書や収支内訳書の地代家賃の内訳欄で確認できる場合、妻名義の契約書の写しに申請者と名義が違う旨の理由を記載して、申請者の押印のうえ提出してください。内訳欄に当該物件の地代家賃の支払いが確認できない場合は、事業に供する経費負担がないと見なされるため、上乗せの対象外となります。 【理由記載の参考例】 上記の物件について、提出した賃貸借契約書等の書類上、申請人は賃借人等となっておりますが、これは下記の理由によるものです。 (例)共同経営のため妻の名義で契約を行っている。
24	同一の代表者で複数の法人登記をしている場合、法人毎に申請することは可能ですか(いずれの法人も市内にある場合)。	別々の法人登記をしている場合は、それぞれの法人で申請を行うことができます(市内に本店を有する法人が対象となります)。
25	賃貸物件を借りている個人事業主が住居兼事業所で事業を営んでいる場合、地代家賃の上乗せの対象になりますか。	確定申告書(収支内訳書、申告決算書)の写しの地代家賃の欄に記載がない方は対象外となります。なお、開業間もない方で、確定申告義務がない場合は、事務所・事業所として賃借していることが確認できる賃貸借契約書の写しを提出してください。なお、いずれの場合においても、直近の支払いを証する書類を提出してください。
26	地代家賃の上乗せは、いつまでに契約したものが対象となりますか。	令和2年6月30日までに賃貸借契約をしているものが対象となります。なお、賃貸借契約書の写しと直近の支払いを証する書類の写しを提出してください。

No.	質問	回答
給付金申請の期間・方法・手続きについて		
27	直接、窓口申請書を提出できますか。	申請は原則、郵送(「レターパック」や「簡易書留」、「特定記録郵便」など、記録の残る方法で送付してください)で申請してください。9月30日(水)の消印有効です。栗東市商工会ホームページから申請様式等をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、郵送してください。
28	申請書類等をもらいたいが、どこで配布していますか。	以下の場所で申請書類等を配布しています。 ・栗東市商工会 商工会館(JR手原駅前)、栗東駅前支所(ウイングプラザ4階管理事務室)
29	申請期間はいつまでですか。	令和2年7月15日(水)から令和2年9月30日(水)が申請受付期間で
30	書類が不備の場合、再提出も郵送で提出すれば良いですか。	原則、郵送にて再提出をお願いします。
31	記入ミス等は訂正印が必要ですか。	訂正する場合は、必ず二重線で該当箇所を消して訂正印を押してください。(修正液等の使用は不可)
申請書類について		
32	申請書類は何を提出すれば良いですか。	詳細については、申請の手引きをご覧ください。
33	対象となる前年同月比に開業していない場合はどのようになりますか？	次の①または②に掲げる区分に該当するときは、それぞれ当該①又は②に規定する額と令和2年の売上額の合計を比較する ①比較する対象の前年同月の3箇月の初日において開業していなかった場合 →開業月を含まない令和2年1月までの売上額の月平均に3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。) ②令和2年1月以前の事業期間が3箇月に満たない場合 →開業日から令和2年1月31日までの期間における事業収入の合計額を当該期間の日数で除した額に対象期間の日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
34	確定申告書の写しがない場合はどうすれば良いですか。	①確定申告書の写しがない場合 →提出する確定申告書の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)と確定申告書を提出してください。税務署にて発行しています。 ②確定申告書を提出する義務がない場合 →市民税・県民税申告書の写しを提出してください。市税務課にて受付しています。
35	確定申告書等の書類は税務署の受領印が必要ですか。	税務署の受付印があるもの、または電子申告の受信通知の写しがあるものを提出してもらいます。 いずれも存在しない場合には、提出する確定申告書の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)と確定申告書を提出することで代替することができます(写し可)。 事業収入がある方で確定申告を提出していない場合は、市民税・県民税申告書(市税務課発行)の写しを提出してください。 ※提出書類の詳細については、申請の手引きをご覧ください。
36	確定申告書において前年同月の売上高がわからない場合の比較方法はどのようすれば良いですか。	白色申告者等で確定申告書において月ごとの売上収入が確認できない場合は、令和元(2019)年分の年間売上(収入)金額を12ヶ月で除して、月平均の事業収入を算出し、3ヶ月分の売上平均を算定してもらいます。
37	開業届出書は提出書類として必須ですか。	開業届の写しの提出は必須ではありません。 前年同月比が比較できない方の場合や事業所の所在を確認する書類の一つとして提出いただく場合があります。
38	所在地の確認書類として開業届出書を提出する場合は、開業日を遡って税務署へ提出した開業届出書でも、申請できますか。	当該届出書の提出日が令和2年2月1日以前であり、税務署受付印が押印されている写しを原則、提出していただきます。 なお、開業届の受付方法等は所管税務署にお問合せください。
39	振込先口座の通帳の写しは、どこ部分が必要ですか。	振込先口座の通帳の写しは、表紙の裏(口座番号や支店名などが記載されているページ)のコピーを提出してください。
40	賃貸契約書の写しを用意できない場合はどうすれば良いですか。	賃貸借契約書の写し等を提出できない場合は、地代家賃支払証明書(ホームページに任意様式あり)を提出してください。
41	市税の完納証明書はどのようなものを提出すれば良いですか。	市税には市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税があり、完納表記が記載されている納税証明書を原本で提出してください。
42	直近の家賃において支払い全額免除、全額減免等の措置を受けていた場合、支払いを証する書類は何を提出すれば良いですか。	直近の家賃の支払い通帳等の写し(①のみ提出)と、その措置を受けていたことがわかる書類(①もしくは②)を提出してください。 ①全額免除、全額減免等の措置を受けていたことがわかる書類を添付してください(免除決定通知書等)。 ②地代家賃証明書(任意様式)に全額免除、全額減免等の措置を受けたことを追記して提出してください。
43	家賃の直近の支払いは何か月前までのものが対象となりますか。	原則、直近の家賃の支払いが対象となります。全額免除、全額減免等の措置がある場合はNo39を参考にしてください。
44	市税の完納証明書はどのようなものを提出すれば良いですか。	市税には市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税があり、完納表記(未納のないこと)が記載されている納税証明書を原本で提出してください。 いずれの税目も課税されていない方は、非課税証明書を提出してください。
45	栗東市在住で市内に事業所を有しており、確定申告書は住居の住所で申告をしているが、事業所所在地の証明は何を提出すれば良いですか。	事業所の所在地が確認できる書類の写しを提出してください。 例:開業届(税務署受付印のあるもの)や不動産賃貸借契約書の写し等
46	個人事業者で申請の手引き2ページ目の提出書類②の、ア～エにおいて税務署の受付印または電子申告の受信通知とありますが、申告書に受付印があり決算書等に受付印がない場合においても納税証明書(その2)が必要ですか。	確定申告書、収支内訳書の写しのいずれかに税務署の受付印または電子申告の受信通知がある場合は、納税証明書(その2)の提出は不要です。いずれにも受付印または電子申告の受信通知がない場合は、納税証明書(その2)と確定申告書、収支内訳書の写しを提出してください。
その他		
47	給付金は税金上の取り扱いは課税となりますか。	当給付金は税務上、益金(個人事業主の場合、総収入金額)に算入されます。損金(個人事業主の場合、必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず結果的に課税対象となりません。詳しくは所管税務署までお問い合わせください。